



許可番号第00110098348号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 北海道登別市富浦町223番地1
氏名 株式会社アールアンドイー 代表取締役 北山 茂一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成26年10月15日

許可の有効年月日 平成33年9月13日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん。積替保管有り。
以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所

設置場所 北広島市大曲工業団地4丁目4番1

面積 87㎡

種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上は石綿含有産業廃棄物を含む）

保管上限 11㎡

保管高さ 1.075m

・紙くず、木くず、繊維くず（以上は石綿含有産業廃棄物を含む）

保管上限 4㎡

保管高さ 1.0m

・廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

保管上限 8㎡

保管高さ 1.0m

・紙くず、木くず、繊維くず、紙くずとガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃石膏ボードに限る）、廃油（タールピッチ類に限る）

保管上限 31㎡

保管高さ 0.80m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

(平成14年 9月14日 新規許可)

平成19年 9月28日 許可の更新

平成26年10月15日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(胆振総合振興局)